

農林委員會會議錄第十三号

昭和二十六年二月二十八日(水曜日)  
午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君  
理事中恒 國男君 理事野原 正勝君  
理事松浦 東介君 理事足鹿 覺君  
遠藤 三郎君 小笠原八十美君  
小淵 光平君 川西 清君  
原田 雪松君 金子與重郎君  
坂口 主税君 八百板 正君  
山口 武秀君 横田甚太郎君  
中村 寅太君

出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君  
農林事務官 藤田 巖君  
(農政局長)

委員外の出席者

専門員 難波 理平君  
専門員 岩隈 博君  
専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

農業委員會法案(内閣提出第四三三號)

○千賀委員長 これより農林委員會を開会いたします。

農業委員會法案を議題といたし、昨日に引続き質疑を行います。川西委員。

○川西委員 昨日の委員會におきまして、この農業委員會の果段階の委員會及び市町村の段階の委員會におきまして、階層別の選挙を現在の時期に行いますことは、いたずらに農村の摩擦を激化し、無用の対立を惹起するものと考えて、再考慮を促した次第であります。

すが、問に残したことがございますので、一、二こまかい点お尋ねしたいと思います。

この農業委員會は、提案理由の説明にもあります通り、従来の農業調整委員會が供出関係の事務を分担し、農地委員會が農地改革、農業改良委員會が農業の技術面の指導という、それぞれが、この農業委員會は農政一般、農業全般のことについて、これを反映して行くという農民代表機關であります。そういたしますと、農村における町村會と非常に近似して来るのであります。これにつきまして、市長村長を委員長にいたすという希望もあるやうであります。市町村長を委員長にいたすことは、従来の慣習態度といふような感じがいたします。また町村の町村長は、必ずしも農業に携つておる者とは限らないのであります。市町村長にきめてしまふことには同意いたしかねるのであります。市町村の行政及び市町村會との調節と申しますか、地方行政との関係を円滑に調節するといふ意味におきまして、市町村長並びに市町村會の議長をこの選任委員の中に入れるように御規定になる考えはありますか。それをお尋ねいたします。

○農田政府委員 お話のように市町村長及び市町村會との関係、これはもちろん権限においては決してお互いに衝突することはない。大いに協力をする

ような態勢をとるべきであります。實際問題としてよく連絡をしなければならぬ事項が多いわけですから、従つてわれわれもいたしましては、当然現在におきまして市町村の農業の委員については兼職禁止の規定を入れておられます。従いまして、事実問題として、御指摘のような方はそれ／＼委員に出て来られており、今後ともさうなことに相なるというふうな考へております。しかしそれがいろいろの事情で委員になられませんか場合でも、選任委員五名を選ぶという規定もあるわけでありまして、かような運用によつて、当然私どもとしてはさうな人たちが出て来ることを期待いたしております。

それから市町村の農業会長を市町村長にいたす方がいじやないかという御意見がちよつと出ました。川西委員は必ずしも御賛成でなかつたのであります。が、原案の堅持は現在でも農業調整委員會、農地委員會いずれも会長互選ということに制度上相なつております。その制度を新しい農業委員會におきまして踏襲して、互選ということにきめたわけでありまして、しかし實際問題といたしましては、これは市町村長が会長になつておられる事例も、参考の資料を見ただけでは、あるわけでありまして、さうなことで、その市町村の状況によつて、おのずから一番適当だと思ふところへおちついて行くのではないかと、かように考へております。

○川西委員 私は賛成いたしておらないのであります。市町村長を委員長にするというふうな声もあるから、この際選任委員の中に明文で規定してはどうかという私の意見を申し上げたわけでありまして、この点は御答弁はいたしません。一応考慮の中に入れておいていただきたいと思います。

次に農業改良の面、農業の技術指導という面、農業協同組合の仕事と競合するやうな場合が生じるところと申すのであります。農業協同組合ないし農業協同組合長との関連をどういうふうに考へておられますか。

○農田政府委員 これも法制的には、農業協同組合の組合長を當然委員にするとか、そういうことは書いてございませぬが、参考の資料にも載つております。協同組合長は事實問題として委員に相当出て来ております。従つてさうに相なるであらうと予想せられます。また選任委員の規定もあつてございまして、私どもといふ人が委員に加つて、仕事の関係で円満に行くやうになることが望ましいといふやうに考へております。

○川西委員 農業委員會は、先ほど申しましたように、農民代表機關といたしまして、農業行政全般の上に農民の声を反映して行く機關であるといふことになつておるのであります。その農業といふ意味はどういう範圍でありますか。漁業とか林業とかは、やはりこの中に含んで考へてゐるのか。畜産は

説明の中に入つておつたと思ひます。これは漁業及び林業は除きまして、その他のいわゆる普通農事及び養蚕、こういうやうなものを対象にいたしております。

○川西委員 また話がもつてはなばだくどいようであります。漁業調整委員會におきましては階層別とかいうことではないはずであります。それとの均衡上、階層別の選挙というものは非常に矛盾しておるのではないかと。漁業改革は、農地改革より遅れて始まつたのに階層別をやつておらない。それから一七・五％の村が全層選挙を行うといふが、一七・五％といふのは割合からいへば相当大きい。それが農業委員會一本の名のものを、約二割近くが別な構成であるといふことも非常に不可思議に考へるのですが、その点どういふふうにお考へですか。その一七・五％につきまして、この委員會におきましては一層層を代表しておる者の方が少いといふことを過日説明のときに申されておつたのであります。何かさういふやうな根拠はあるのでありますか。その点もあわせてお伺ひいたします。

○農田政府委員 資料によつて、全層選挙をやり得るやうな町村が大体一七・五％くらいになるということを示し上げたのであります。しかし全層選挙をやるやうな場所についての小作層の割合、こういうやうなものが特に一七・五％ぐらいなものについて、はたしてどうなるかという資料は、事實



ければならぬと私も考へてゐる。だから農林省の方でも、この点はよく御研究願わなければならぬように思われるが、なおあなたの方の考へを伺いたい。

○農林政府委員 農林省の方は、あくまでも自作を奨励して行く、これがやはり本筋であらうと思ひます。土地の所有によつて生産意欲を増加して、それによつて増産意欲を高めて、それが理想であらうと思ひますが、現実問題としては、貧弱な小作人が出て地主にかわるべき——国家の財政的負担、あるいは保護というものが、まだそれに置きかへられていないといふところに、現実の問題があるといふふうに考へておられます。ですから、この問題については、先ほども申しましたように、一応各団体その他の対立した立場があるといふことであります。それを調整いたしまして、一応原案としてそのようになつた。しかしこの点は、先ほど申しましたように、原案はそうでありませんが、私どもとしては、三月中旬に通知しなければ、非常な困るので、そうしていただきたいたくは、内容について御配慮いただくことは、異論がないのであります。三月末までにぜひ通していただくと、御座います。御座います。

○小笠原委員 政務次官にちよつと申したいのでありますが、これは農林省全体として考へなければならぬと思ひますが、今伺ふところによれば、小作者の擁護とか、何とかいふことに對しては、相當に幅のあられるような農政局長の答弁であります。しかもこれは弱い者を助けようといふことに重点を

置いて、いろいろのことを進めることは、従来からの小作擁護という旗を立てて、その背後には思想的ないろいろの問題がこれまでに農村に起きたために、一ころは、日本の制度といふものに危険を生じせぬかといふ見方を世間がした時代もあつた。今やこれは緩和されたけれども、農林省の方でそういうことにも眼点を置いて、それが弱いとか、それが強いとか、それを擁護しよう、ことに選挙関係で立法をする場合には、よほど研究を要する問題だと思ひますから、今後農林省全体として、農地問題の改革に對する法律案などに對しては、十分その辺も御研究なさるるようになつて、お考え置きを願ひたいと思ひます。

○野原委員 ただいまの問題に關連いたしまして、農業委員の性格と申します。これは一つの農村民主化の発展の過程において、いよ／＼形の上での最終段階に來たものだと思ひます。農地改革といふあの大きな困難な仕事を一応まゝとめ上げて、そうしてそこに農地委員の大きな使命も、一応の段階になつた。あとは残された農地の交換分合とか、その他のいろいろの困難な仕事はありますけれども、この旧地主から自作農を創設するといふ大きな、日本民主化に對する最も重要な任務といふものは、一応果されたわけですから。そこで日本の土地制度その他から見まして、いよ／＼旧地主を解体させて自作農にするといふ困難な仕事の過程におきまして、農村におきましては、農民組合等の発生もあり、その方たちのいろいろな強い政治的な結果もあつて、そうして中には私もあまり好ましくない

かつた、農村におけるいよ／＼な対立や闘争もあつたのであります。しかしそういった段階を経て今日に至つたのでありますけれども、農村のそうした民主化の過程における、いよ／＼の階級闘争的な姿といふものは、今日ではまづ冷靜——元の姿に歸つたと申しましようか、一時の熱に浮かされて騒いでみたものの、もう今日の農民は、これからの農村はどうしても健全な姿で農民全体が協力一致して行かなければ、とても農村の発展は期し得ないといふ氣持が、もうすでに十二分に私は納得できたと思ひます。今では、政党的な立場から言ひますと、農民組合等をいろいろとまた指導したりなんかしておる者もあるやうでありますけれども、農民はもうすでに乗つて來ないといふのが現状であります。あの農地改革そのものも、別に階級闘争によつてかち得たものではなくて、これは日本民主化の過程において、マ司令部から発せられた政令その他によつてやつたことなのであります。それをあたかも階級闘争に結びつけたといふところに非常な矛盾があつたと思ひます。こういつたものもすでに健全な姿になりまして、そうしてわれ／＼が理想とするところの、農村の健全な発展——そのためには農業の技術の改良普及といつたような、いろいろの問題が新たに大きな役割を持つて來た。あるいはまた、食糧の供出その他に對する農業調整の問題、これらのものを一丸とした大きな理想を盛り上げて、ここに農業委員会といふものができる。私も、こゝで内容的に見ますと、まだ／＼問題はありますけれども、形の上から見れば、農業委員会がここに農業委員会と

してまつた新しい使命を持つて大きくできようとする段階になりました。これは、何と申しまして、日本の農村の発展の上にこれほど喜びにたえないことはないものであります。従つてこのせつかくできる農業委員会といふものは、過去における農村の対立や闘争といふやうな、そうした考へ方はまつた違つた、農民があくまで農民の立場において、お互いが理解と協力によつて、今後の農村の振興発展を期するというその一点にあらゆる力が集中しなければならぬと私は思ひます。いやしくもその中において、少しでも対立や闘争のような考へ方を持つ者があれば、これははなはだ悲しむべき結果にならうと思ひます。何かもまだ自作と小作とかといふものにこだわつておられる。この法案の中に一八％の小作階層があることはわれ／＼も承知しておる。それは日本の民主化の過程において、こと／＼を自作化し得ないといふことは、日本の農村の零細な実情、土地の配分その他の現実からいへばならぬのであります。従いましてその半面における小作の立場をとる者も、これまたやむを得ない。そういう点から見ますと、今何パーセントかの小作農があるといふことも、これは何と不自然ではないのであります。むしろこの段階においては、小作農を特に保護するとか何とかいふやうな、そういうこだわつた考へ方よりも、全体を大きくまとめて行くといふ考へ方で行くべきではないかと、私は考へる。従つてこの調整委員会の選挙の場合において、三分の一を小作人の

階層から出す、出さなければならぬといふやうな考へ方は、どうも過去におけるこうした小作対地主とか、あるいは自作とかいふやうな、例の農地委員会の発足當時に概念といふものが、まだきれいに拭拂されてはいない。そこでそういう誤謬があるのではないかと。農民はすでにそういうこだわりは持つておりません。むしろ日本の農村は、今後農村全体として、他の産業あるいは都市、あらゆる方面から——従来はややもすると、農民の犠牲において都市が栄えたり、他の産業が栄えたりしておつた、そういうことに対して農民は、農民のほんとうの立場を主張しなければならぬといふ大きな眼点に、もうすでに立つておると私は思ひます。従つてこの際、もうそういう過去のこだわりを捨て、特に農業委員会の選挙等にあたりましては、三分の一などといふやうなことをすると、かえつて結果においておもしろくなからうと私は考へます。この際、政府の原案をかへる意思ありやいなやを、政務次官に一言伺ひたい。

○島村政府委員 農村の立場、ことに農民の今日の段階が、お話のような情勢にあることはごもつとも思ひます。あります。さつ／＼に申し上げますと、省内におきまして、いろいろの議論を重ねて、さういふ意味の議論も盡し、また一面に、農政局長が申し上げましたやうな考へ方の議論とか、相當議論を重ねた結果、農地改革後の今日の段階におきましては、まだ小作者の中から一区分を選出するといふことに對しては、大體意見の一致を見たわけでありまして、お話のやうな点については、われ／＼も十分検討を加えて

参つたつもりであります、原案を今ただちにかえて出すという意思は持つておりません。一応お答え申し上げます。

○野原委員 政務次官のお話では、政府当局としては原案を今ただちに修正する考えはないが、しかし原案をつくるまでの過程においては、大分議論があつたという率直なお話でございまして、当然だろうと思う。こういうものにこたわつておるといふこと自体が——農林省がほんとうに農村の立場というものを大きな目で考えておられれば、こんな原案が出て来るわけはない。何かこたわつておるものがあると思はれる。そこでこの際、政府も、今までの審議の過程において云々というお話をすけれども、そういうものにこたわらずに、むしろこの問題に關しては白紙に返つて、よく考えて検討した上で、われ／＼委員会の意見も十分尊重していただいて、そうして政府として、ましてもう一度お考え直しをお願いしたい。私どもとしては、この農業委員会全体を通じては、はなはだけつこうなことであり、ぜひとも三月一ぱいにはこの法案を通さなければならぬと考えておりますけれども、非常に大事な問題であり、小さな問題のようでありませうけれども、これは小さな問題でありながら、実はそういつた考え方が見れば、捨てておけない事項でありますので、特にこの一点だけは白紙に返す、ひとつ十分検討し直すというところを、お考え願いたい。そのお考えが多少でもあるかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

○島村政府委員 農業委員会は、農政局長の申し上げました通り、今日の農

村民主化の線からいつて、農地委員会あるいは農業改良委員会、あるいは農業調整委員会の三本柱といふことは、総合経営あるいは農村の将来の農業経営の改善、あるいはまた農業計画の面からいつて、ぜひとも農業委員会の一本にすることが、農業者自身も望んでおるし、また国策としてさういふにあらねばならぬといふ考え方で提案いたしましたのであります。既に往々における国会の御議論等から、考えまして、この農業委員会は、ぜひともひとつこの際成立をさせていたいただきたいというのが、政府の強い念願であります。ただその内容については、たび／＼御議論のありました点でありますので、国会において十分御審議を願ひまして、適当に国会の御意思を反映していただくことに對しましては、別に国会の審議権をこちらでかれこれ申し上げるわけじやありませんので、なお十分御検討を願ひまして、ぜひとも通過の線で御検討願ひますことを重ねてお願い申し上げます。お答えになるかどうか知りませんが、申し上げておきます。

○金子委員 次は金子與重郎君。

○金子委員 まず第一に予算の問題であります。予算の問題は、前委員から質問がありましたけれども、ここに私に納得の行かない問題は、今度の法令の第七條以下、この委員会がなすべき仕事の中に、自作農創設特別措置法の問題、あるいは農地調整法の問題等、ここに掲げてあることは、以前三つの委員会がやりましたものを、そのまゝここへ載せてあるように私は承知しておるのであります。そういたしますと、以前の委員会が別々にこれをやつておりましたときと、これを全部

あわせまして、新しい制度の農業委員会になりましたときに、その名前は一つになりますけれども、その仕事はそのままやつており、なおもう一步前進してほんとうにこれが農業の総合計画、村づくりのひとつの基本線まで出ようとするこの法案の目的からいいますと、より以上の仕事の分量は多くなる可能性があると私は思うのであります。にもかかわらず、予算は逆に、三つといひましても予算的には二つであります。これを合算して減したといふことは、どこかの費用がいらなくなるから減したのか、主として予算を減して請求したのであるならば、これは事務当局からお答え願ひたいし、政治的な立場から、大蔵省との関係から減らされたという立場であるならば、この点は次官からひとつ聞きたいのであります。その点をまずお伺ひたいし

「委員長退席、野原委員長代理著席」  
遺憾ながら、書記の費用については、減額のやむなきに至つたような次第でありますので、その点を御了承願ひます。

○島村政府委員 農業委員会の権限は、従来ありました三つの委員会の仕事のほかに、本法案に出ておりますように、農村における総合計画を立てるという点、非常に大きな役割を持つべきものと考へておるのであります。従ひまして、これらの活動を十分に行いたすには、相当の費用を要することはおもひやうであります。また建前の上から申しますと、国家事務であるという考え方も相当あると同時に、今日の民主化の点から行きますと、自主的に農民の意思を農業委員会を通じて、その村の農業経営、農業振興に役立たしめると同時に、それがやがて国家の農業振興に役立つという意味の考え方を強く反映せなければならぬと思つておられます。従ひまして、

具体的に出ておれば別でありますけれども、私どもがこの仕事の実体について見ておるところによりまして、さういふふうな間接的な経費よりも、実質的な、たとえば事務員給料とか、庶務会計といふことでない直接の経費が大分使われたように思つておりますので、その点は納得できないのであります。これは重大な問題でありますから、事務当局におきまして、具体的な一つのサンプルをとりまして、さういふふうにならざるののだと、私どもの納得する——総合することによつて、経費はさういふふうにならざるののだと、さういふ点を、ここで問答しても仕方ありませんから、あとで出していただきます。

それから第二の問題は先ほど階層別の問題が出ておるのであります。階層別につきましては、さいぜん委員の方々から述べられましたから、こまかいことは申し上げませんが、確かにこの前の農地開放をめぐる大きな役割を果たしたと同時に、反面場所によつては、悪い副作用の出る面も認めめるのであります。従つてさういふ問題は、ことに政党の立場において非常にかわつて来ると思ひますが、ただ私は法律の技術的な面から一つお伺ひたいします。それは今の第七條の問題であります。第七條におきまして、農業技術の問題を取上げてあります。それから総合計画の問題を取上げられてある。また一つは、農産物の販売といふふうなことで、いろいろ全部取上げてあるのであります。この所掌事務の中に、農業技術といふことや、あるいはかつての農業調整といふことと、小作、地主の階級といふものは、

どういうふうに関連があるのか。この第一の自作農創設特別措置法の業務を行うという点においては、なるほどまだ階層別に出している理由も私はわかるのであるが、一体農業技術だとか、農業調整の問題について、どうして階層的な意見の御主張が必要であるか。その点に合点が行かない点があるが、ひとつ御説明願います。

○農田政府委員 第一問の、事業量がどんなふうに関連して来ているか、それを資料でということでありまして、これはお配りをいたしております資料の中に、農業委員会法案を三月中旬に成立させねばならぬ理由というところに、その問題に触れているわけでありま

御承知の通り、農地委員会の仕事から申しまして、農地改革がずつと進んで参りまして、すでに三百万の自作農家が設定をされ、二百万歩がすでに農地改革が終つてゐる。従いまして、現実に残つてゐる農地改革の部分はどれくらいかと申しますれば、ここに書いてございまして、買収漏れになつております農地が全国で三万町歩、牧野が三万町歩、ボツ勘による強制譲渡の発生する見込みが三万町歩、未墾地買収見込みのものが三万五千町歩で、全体から申しますと、農地改革がすでに大部分において完了してゐるというふうな数字が出て来ているわけでありまして、従つて農地改革を全面的にやらなければならぬところのその陣容、あるいは事務量というものは、これはもちろん地帯的には違ひます。農地改革の非常に遅れている町村においては、なおたくさんあるということにはございまして、全体的に考えますと非

常に少なくなつてしまふ。むしろ現在の段階では、農地改革による成果を今後いかに確保して行くか、他の一般的な総合計画の中において、どう確保して行くかという問題が重点になつて来るのではないかと申すのです。さういふ農地委員会本来の仕事はきつめて減つて来ている。また農業調整委員会の問題にいたしましては、御承知の通り、従来米麦、雑穀等についての事前割当制度をとつてゐる。いも、雑穀等についての事前割当、あるいは供出割当補正というふうなものが法制上あつたわけでありまして、それが御承知の通り、本年三月末をもつて食糧法がなくなる。それにかわるものとしたしましては、供出割当の残るものは米であるといふふうに限られて来ているわけでありま

従つて私どももいたしましては、極力従来の範囲でもまだたらないといふことはよく説明をしたのでありますが、財政の都合で、最後のには本国会に要求中の予算のように、昨年の三十二億に比して二十二、三億程度に削減をされたといふふうな事情に相なつてゐるわけでありまして。

それからなお第七條に関連いたしまして、農業技術の問題、あるいは農業の総合計画の關係については、これは階層別の委員を出すということは意味ないではないかといふことは、お説の通りだと思ひます。しかしながらこれは事業量は別といたしまして、やはり農業委員会の基本的な仕事といたしましては、農地改革の仕事があるわけでありまして、それはやはり基本的な仕事として恒久的に残つて行くと考えております。さういふ意味からいたしまして、法制といたしましては、この階層別選挙をつたといふふうな事情になつてゐるわけでありまして。

○金子委員 ただいまの農政局長のお話ですが、あなたからさういふ本則的なことまで伺わなくても、私はよく承知してあります。まずいのは、今のあり方でありまして結局改良員といふものは改良員で行くのだ、それを實際的に運営するためにこの農業委員がやるのだと言ひますけれども、今のうちに一つのブロックで一つの事務所を持つて、その事務所に必要な経費はそのブロックから――現在の政府の予算などではどうも足りない、たくさん費用を農民が出し合ひまして、そのブロックごとに一つの事務所を設けまして活動をしてゐるのであります。今の政府のエンジニアの予算で、あの改良員の仕事ができると思つたらとてもない間違ひである。政府の予算の足りないところを、農民自体が出し合ひつてやつてゐるからこそ働けるのであります。従つてこれを今度町村ごとに直すとするならば、少くともどんなところにも技術員がおつて、それを中心にして働くようにならなければならぬのであります。これは今さらあなたから原則だけを伺ひますことよりも、私は實際の運営の問題を言つておるのではありません、この問題も論議になるから、さういふことをあなたにはつ

従つて私もいたしましては、極力従来の範囲でもまだたらないといふことはよく説明をしたのでありますが、財政の都合で、最後のには本国会に要求中の予算のように、昨年の三十二億に比して二十二、三億程度に削減をされたといふふうな事情に相なつてゐるわけでありまして。

それからなお第七條に関連いたしまして、農業技術の問題、あるいは農業の総合計画の關係については、これは階層別の委員を出すということは意味ないではないかといふことは、お説の通りだと思ひます。しかしながらこれは事業量は別といたしまして、やはり農業委員会の基本的な仕事といたしましては、農地改革の仕事があるわけでありまして、それはやはり基本的な仕事として恒久的に残つて行くと考えております。さういふ意味からいたしまして、法制といたしましては、この階層別選挙をつたといふふうな事情になつてゐるわけでありまして。

○農田政府委員 改良普及事業の系統は、従来の改良普及員によつて推進されるわけでありまして、そのときに、改良普及事業が、町村においてその末端にまで普及浸透するために、農民の代表的機關であるところのこの農業委員会というものが、それはよく協力をしつて計画を立てて行く、こういう役割をするわけでありまして。従来改良普及事業については、市町村まで協力する態勢が整つておりました。従つて、その役割をこの農業委員会が果さうといふわけでありまして。従つて、これは改良普及事業の普及員の配置なり、さういふふうなものを何ら拘束するものでないでございせん。これは別途に農業改良局において、現在数が拡張された改良普及員をどういふふうな配置して、どういふふうな計画をやつて行くかと

いうことについて、計画がおのずから立てられ、改良普及員の方針もきまつて行くのであります。そのきまつて行くものを末端において、それがうまく行くように農家の戸も取上げ、また上から来ましたがものを浸透、徹底するための役割も、これが果して行き、お互いに協力し合うような態勢をつつて進んで行きたいというのが趣旨であります。

○金子委員 あなたが今の説明によりまして、自作農創設の仕事は、大体完了に近くなつてゐる、従つてその事業分量と、それから来る事務分量も減つてゐる、また農業調整の問題として、供出として残されるものは米だけだから、その点の事業分量も減つてゐる、さういふふうな御見解で費用を削減されたといふことではあります。それは一応私は承つておきます。さういふことは、一方は大体完了したから費用はいらないのだといふところに持つて来て、前の階層別といふものを残すといふところに、この事業の所掌事務と選挙の條件とに矛盾があるのであります。この問題は討論になりま

○金子委員 あなたが今の説明によりまして、自作農創設の仕事は、大体完了に近くなつてゐる、従つてその事業分量と、それから来る事務分量も減つてゐる、また農業調整の問題として、供出として残されるものは米だけだから、その点の事業分量も減つてゐる、さういふふうな御見解で費用を削減されたといふことではあります。それは一応私は承つておきます。さういふことは、一方は大体完了したから費用はいらないのだといふところに持つて来て、前の階層別といふものを残すといふところに、この事業の所掌事務と選挙の條件とに矛盾があるのであります。この問題は討論になりま

○農田政府委員 改良普及事業の系統は、従来の改良普及員によつて推進されるわけでありまして、そのときに、改良普及事業が、町村においてその末端にまで普及浸透するために、農民の代表的機關であるところのこの農業委員会というものが、それはよく協力をしつて計画を立てて行く、こういう役割をするわけでありまして。従来改良普及事業については、市町村まで協力する態勢が整つておりました。従つて、その役割をこの農業委員会が果さうといふわけでありまして。従つて、これは改良普及事業の普及員の配置なり、さういふふうなものを何ら拘束するものでないでございせん。これは別途に農業改良局において、現在数が拡張された改良普及員をどういふふうな配置して、どういふふうな計画をやつて行くかと

○金子委員 ただいまの農政局長のお話ですが、あなたからさういふ本則的なことまで伺わなくても、私はよく承知してあります。まずいのは、今のあり方でありまして結局改良員といふものは改良員で行くのだ、それを實際的に運営するためにこの農業委員がやるのだと言ひますけれども、今のうちに一つのブロックで一つの事務所を持つて、その事務所に必要な経費はそのブロックから――現在の政府の予算などではどうも足りない、たくさん費用を農民が出し合ひまして、そのブロックごとに一つの事務所を設けまして活動をしてゐるのであります。今の政府のエンジニアの予算で、あの改良員の仕事ができると思つたらとてもない間違ひである。政府の予算の足りないところを、農民自体が出し合ひつてやつてゐるからこそ働けるのであります。従つてこれを今度町村ごとに直すとするならば、少くともどんなところにも技術員がおつて、それを中心にして働くようにならなければならぬのであります。これは今さらあなたから原則だけを伺ひますことよりも、私は實際の運営の問題を言つておるのではありません、この問題も論議になるから、さういふことをあなたにはつ

きり申し上げておいて、この問題はやめます。

次の問題として、農林委員会の会長をどうして知事にしなければならぬか、その理由をひとつ……。

○農田政府委員 改良普及事業との関係であります。これは別に市町村農業会の代表者会議という規定があつて、このブロック別にそういう代表者会議をつくられることに相なつております。従つてブロック別の問題は、代表者会議と、片方にごさいますところのものとの間を、うまく連絡をするというふうなことをやつて行くことを考えたらいだらう、こう思つております。それからもう一つは、都道府県の農業委員会の会長をなぜ知事にしたか、市町村は互選じやないか、違ふじやないかという御意見であらうと思ひますが、これは都道府県の農業計画ということになりまして、非常に専門的な技術的な問題にもなつて来るわけでありまして、おそれるその事務局というものは、都道府県の地方庁の関係の部長が参画をして、現実にはそれが実行可能なるうちに立てて行かれることに相なるだらうと思ひます。従つてそういうふうな意味で、都道府県の農業委員会の計画というものが、プランに終らずに完全に実現されるためには、やはり地方庁の職員と結びつて必要があると考えます。従つてさうな意味からむしろ都道府県について、知事が会長になる。そして地方における財政計画、あるいは予算の問題等もあわせ考へながら、実行可能な農業改良計画を来すことの方が効果的じやないかというふうなことを考へまして、都道府県の農業委員会についてはこれを都道府

県知事にいたした。現行法におきましても、農業調整委員会においても、農地委員会においても、いずれも都道府県の段階においては知事に相なつております。これは現在の法令をそのまま踏襲いたしております。

○金子委員 そのことについてはたくさん意見がありますけれども、質問時間ですから、その意見は申し上げません。その次に、今の農村の再建の上の経済部面を担当するものは、現段階において非常に弱体化しようとしておりますけれども、協同組合というものを私どもは大きく取上げて行くよりほかないというところを考へておりますが、そういう場合、今までの委員会ならば別といたしまして、農業技術の問題やあるいはここにありますところの農産物の販売なり、処理形態の問題に對してまで意見を出すということになりますと、その機関との摩擦というところを私は非常におそれるのであります。そのときに、先ほどの説明によりますと、五名の選挙によらない委員に当然加わるべきであるし、また加わつておる例がたくさんあるというのでありますけれども、むしろこういうふうな村の重要な総合計画、並びにそれを実現するために、当面の立場に立つておる機関なり、機関の代表というものを、初めからうたつてこれを入れておくというところの方がよろしいのじやないか。と申しますのは、選挙の時期が遠いので、個人としておりまして、一方の協同組合のようなものの任期と農業会の任期と食い違ひができませんと、そこに入れてあつたはずであつても、ただちにまた組合長というものは抜けてしまふというふうな関係があるりますので、この点は最初から、村の総合開発並びにこれの実行に必要な特定なものを入れられたらどうか考へますが、その点はどう考へますか。

○農田政府委員 先ほどもお答えをいたしましたのであります。私も似たしましても、協同組合長は当然農業委員会の委員としてその中に入つて、協同組合の本来やります仕事がやりやすいように、それを農業委員会のバックによつて実現するような体制をとらせたいということが趣旨であります。従つて、事実問題としてはおそれるやうな結果に當然なるだらうと考へますが、また選任委員の規定もあるわけでありまして、われ／＼としては、ここで農業協同組合の会長はこれを当然選任にする、こういうことを特に法律上このに入れておくのもいかに考へております。これは實際問題で、その人の人の都合もあるであらうと思ひますから、われ／＼としては、この点は十分さういふふうな趣旨で、選任委員なり委員というものが選ばれるものでありと、こういうことを期待いたしております。

○金子委員 それでは最後に一点だけやめまして、まるできつね問答みたいでさつぱりびんと来ませんが、あたはこの問題が出ましてから、最近におきまして、この法案に対する――通過させてくれというのか、あるいは反對するところのか、農林関係のこれに關連しておりますところの団体ないしは農民の方々の陳情が来ておると思ひますが、そういう陳情は来ておりますか、来ておりませんか。

○農田政府委員 農民団体の全体の總意がどこにあるかというところは、私は、この法案をぜひ通して欲しいというところが結論だと思ひます。ただ、予算面及びこの農業委員会法の内容については、いろいろ御意見があるやうであります。たとえば、ただいま御議論になつておる階層別の問題とか、市町村委員会の委員長の問題とか、あるいは数の問題とか、分析すれば御意見があるやうであります。一番強い意見は、やはり予算の問題である。さうなことに考へております。

○八百板委員 議事進行について申し上げます。

この農業委員会法案は、第十回会におけるきつめて重要な法案だと思つておりますが、この法案の審議にあつて、責任のある農林大臣が見えられないというところは、まことに遺憾だと思つております。なお、さらに、採決のときにはいつも頭をそろえて来られる自由党の諸君が、一名しか見えておらぬというところは、まことに遺憾だと存じますので、本日はこの審議を打ち切ります。次回には、農林大臣と自由党の全員が必ず出席されるよう、委員長より御注意していただきたいということを申し上げます。

○野原委員長代理 了承いたしました。本日はこの程度にて散会いたします。次回は公報でお知らせいたします。

午後零時二十二分散会

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁